

## 鈴鹿亀山地区広域連合広域計画

### 1 作成の趣旨

本圏域は、三重県の中北部に位置する鈴鹿市及び亀山市（以下「関係市」といいます。）で構成し、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾、その間を鈴鹿川が流れる豊かな自然環境に恵まれた地域です。古くは東海道の宿場町として栄えるとともに、中部圏と近畿圏を結ぶ交通の要衝として、また、近年では、自動車産業や電気・機械産業などの内陸工業地帯へと発展を遂げてきました。

しかしながら今日では、人口減少・少子高齢化が加速するとともに、頻発・激甚化する自然災害に加えて、生命等に影響を及ぼす感染症の蔓延など、本圏域を取り巻く社会情勢は、厳しさを増しております。また、デジタル技術を活用したスマート社会の推進等により、圏域住民の生活様式は大きく変化しております。

このような状況の中、関係市では様々な社会情勢の変化にも柔軟かつ的確に対応できる、しなやかな地域社会を形成するために、創造性ととともに自律性を高めながら積極的な施策の展開により、個性と工夫に満ちた魅力ある地域づくりを図っております。

また、広域連合では、広域的な視点に立った均衡化・効率化が期待できる事務の着実な実施により、圏域住民の福祉向上と本圏域の発展を図っているところです。

本広域計画は、広域連合が掲げる事務処理の方針及び関係市との基本的な役割分担を明確にすることにより、広域連合と関係市が事務処理を行っていく上での指針とするものです。

### 2 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

その後は、原則5年毎に、計画期間満了前に見直しを行います。ただし、必要が生じた場合には、関係法令の規定に基づき改定を行うことができるものとします。

### 3 広域計画

## (1) 広域連合と関係市の基本的役割

広域連合及び関係市は、各々が次の基本的役割を果たし、安心して生活できる活力あふれる魅力的な地域づくりの形成に努めます。

### ① 広域連合

鈴鹿亀山地区広域連合規約第4条に掲げる事務と関係市における独自施策との広域連携の必要性等の調整を緊密に行います。

### ② 関係市

広域連合が実施する事務事業に積極的に協力するとともに、関係市間相互の調整を要することについては、広域連合の連絡調整機能の利用を視野に入れて取り組みます。また、広域連合が実施する広域的な取組を必要とする事務の調査研究については、主体的かつ積極的に参画します。

## (2) 事業実施にあたっての基本方針

広域連合の事業は、関係市との連絡調整を緊密に図りながら、次に掲げる基本方針に則り、総合的かつ計画的に実施します。

### ① 関係市の行財政施策に協調

事務事業に係る財源を関係市からの負担金で賄っていることから、関係市の行財政施策への取組に協調し、政策的経費は計画的な実施に努めるとともに、事務的経費はその執行方針に関係市との乖離がないよう努めます。

### ② 関係市の広域的な行政需要の把握・事業化の調査

圏域住民の潜在的な広域行政需要の把握に努め、圏域の活性化・振興に必要な事業の具体化、広域的連携による効率的・効果的な事業化を調査検討します。

### ③ 関係する事務事業を相互に補完

広域連合と関係市は、関係する事務事業について相互に補完することとし、圏域住民の福祉向上に努めます。

### ④ 広域的な取組を必要とする事業の推進

広域的な取組をすることにより、圏域での均衡化や効率化につながり、圏域全体の活性化に資すると考えられる事務事業の推進を図ります。

- ⑤ 国・県の施策の動向を把握し、その活用を図るとともに、圏域住民や各種団体の理解と協力を得ながら、自らの創意と工夫により施策の展開を図ります。

### (3) 事業計画

#### ① 介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関すること

##### ・目標

ア 介護保険事業計画の着実な遂行

イ 地域支援事業の実施

ウ 円滑で公平・公正な要介護等認定

エ 高齢者の自立支援・重度化防止等に寄与する介護保険制度の運営

オ 保険財政基盤の安定

カ その他介護保険事業に関すること

##### ・実施方針

ア 介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス利用に係る需与と供給の適切なバランスを維持し、利用者が安心して介護保険サービスを受けられるよう計画の実施を図ります。

イ 要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域支援事業を進めます。

ウ 申請から認定まで円滑な事務処理に努め、また、被保険者間に不公平感を生じることのないよう適切な認定事務を実施します。

エ 高齢者の自立支援・重度化防止等を目的とし、利用者の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう介護保険制度の適正な運営を図ります。

オ 介護保険料の賦課徴収事務については関係市へ委託し、関係市間でのその取組に格差が生じることのないよう積極的な取組を励行します。また、滞納者に係る保険給付の制限にあたっては、相互に連携して適切に実施します。その他の財源についても積極的に確保し、関係市の負担軽減を図ります。

カ 趣旨普及により、圏域住民の介護保険事業に対する理解を深めるとともに、介護保険サービス利用者に対し、サービスの適切な利用の普及に努め、進展する高齢社会に対応できるよう保険基盤の安定確保を図ります。

## ② 消費者行政に関すること

### ・目標

ア 消費生活に係る相談窓口を運営

イ 消費者教育等を実施

ウ 消費生活センター職員の資質を向上

### ・実施方針

ア 関係市の消費者行政担当及び住民相談担当と連携しながら、消費生活に係る相談及び苦情のあっせんの窓口を運営します。また、困難事例については、三重県や国民生活センターとも連携し、圏域住民が安心して生活できるよう図ります。

イ 被害の未然防止を目的とした出前講座等の実施や、成年年齢引下げに対応した若年者に対する消費者教育など、その対象に応じた方法により消費者教育の推進を図ります。

ウ 相談・消費者教育等に携わる消費生活センター職員に対し、研修会や自己啓発の機会を付与して専門的知識の向上を図ります。

## ③ 公共施設の相互利用における調整に関すること

### ・目標

公共施設の相互利用による効率的な施設運営

### ・実施方針

ア 圏域住民が同一の条件で関係市相互の施設を利用できるよう、利用基準づくり等の検討を図ります。

イ 新たに施設を設置する場合や既存施設の改築の場合などには、広域的視点に立ち圏域としての共同設置や圏域における施設配置について調整を図ります。

④ 広域的な取組を必要とする事務の調査研究及び調整に関すること

・ 目標

効率的・効果的な広域連携や連帯意識の向上

・ 実施方針

広域連携により均衡化、効率化が期待できる施策や、連帯意識を醸成して将来の広域的な事業展開を図る施策の調査研究及び調整を図ります。

(4) 各事業の連絡調整

広域連合で実施する各事業は、関係市の理解と協力により進展を図ることができることから、関係市の企画担当と構成する「連絡調整会議」で協議の上、圏域住民の福祉向上及び圏域の発展のための調整を行います。